

## アフターケアに関する検討会開催要綱

## 1 趣旨・目的

社会復帰促進等事業としてのアフターケアは、労働者災害補償保険法により療養を受け、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませることを目的とし、その実施に当たっては、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」をもって対象傷病及び措置範囲等を具体的に定め、運用しているところである。

今般、最新の医学的知見を踏まえた見直しの要否について検討するため、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が、医学の専門的知識を有する者に参集を求め、医学的知見に基づき、検討の対象とする傷病にかかる措置範囲等について検討を行うこととする。

## 2 検討事項

- (1) 外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの措置範囲等について
- (2) 熱傷に係るアフターケアの措置範囲等について
- (3) その他

## 3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参集者により構成するものとする。
- (2) 本検討会には参集者の互選により座長をおくこととし、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、参集者以外の有識者等の出席を依頼することができるものとする。

## 4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書の場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、本検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会に関する事務は、労働基準局補償課福祉係において行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和5年10月30日から施行する。